

農地現況確認申請（農地→農業用施設）

要件

次の要件を全てに該当すること。

- ・ 農家が自己の所有する農地を農業用施設に転用する場合
 - ・ 自ら耕作に必要な農業用施設で、申請人が耕作者である場合
- 農地の保全・利用増進の為の場合（農道、農業用排水路、ため池、防風林等）
○2アール未満の農地で農業用施設の場合（農業倉庫、畜舎、温室、堆肥舎等）
※2 a (200 m²)以上の場合や耕作者名義の土地でない場合は、農地法の転用許可が必要になります。
※農用地区域内の農地についても、90 m²以下の施設の場合は許可(農振除外等)を要しません。ただし、それを超えると用途区分の変更が必要になります。

申請書

「現況確認交付申請書」2枚ともにご提出下さい。

「現況確認交付申請書」の1枚に担当地区委員の署名押印が必要です。
別途名簿で担当委員をご確認下さい。

添付書類

位置図

- ・ 住宅地図等

現況写真（2枚程度）

- ・ 申請地を赤色等で示して下さい。
- ・ 可能な限り申請地全体が収まるような写真をお願いします。

測量図・配置図（土地利用計画図） ※申請が筆の一部の場合

- ・ 農業用施設として使用部分がわかる測量図・配置図（土地利用計画図）
- ・ 面積がわかる図面等

その他

この証明書は現況を証明したものです。大洲法務局に地目変更登記をお願いします。この証明書は地目変更登記の際の添付書類になります。

登記完了すれば、法務局から税務課へ登記完了報告があり、固定資産台帳が変更されます。